

浄化槽はきちんと使ってきれいな水に



浄化槽 ガイドブック



私たちの 生活をささえる「水」

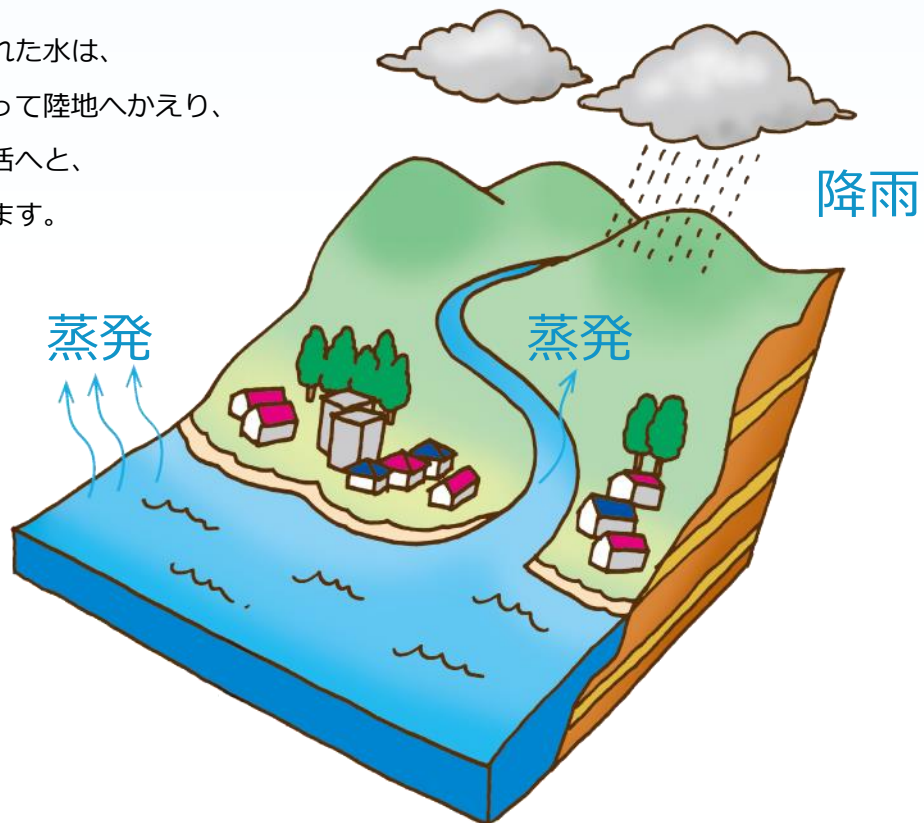
みなさんは、毎日の暮らしの中で使ったあとの汚れた水の行方を考えたことはあるでしょうか。日本は水資源が豊富な国です。水道の栓をひねればいつでも好きなだけ水を使えるため、日頃からたくさんの水が使われています。しかし、何の処理も行わなければ、それと同じだけ汚れた水が海や川に流れることとなります。

大切な自然環境を守り、私たちの生活環境を保っていくためには、汚れた水をきれいにする設備がかかせません。その役割を担っているものの一つが「浄化槽」です。

浄化槽は、家庭用の小型のものから団地などの大型のものまでさまざまあり、地域の実情に応じて設置することができます。そのため、山地が多く起伏に富んだ地形で集落が分散している日本にとっても適しています。

それでは、使った水がどのように処理されているかなど、普段目にする事ができない浄化槽のはたらきについて見てみましょう！

川と海へ流れた水は、
雲→雨となって陸地へかえり、
私たちの生活へと、
循環しています。



もくじ

.....

① 生活排水の状況

- ①生活を支える水の循環と利用状況.....P. 1
- ②私たちの地域の水環境.....P. 3
- ③汚れた水の浄化.....P. 4

② 浄化槽とは

- ①浄化槽のしくみ.....P. 5
- ②合併処理浄化槽への転換.....P. 7

③ 設置手続きと維持管理

- ①手続き.....P. 8
- ②浄化槽の工事と3つの維持管理.....P. 9
- ③浄化槽の使用上の注意.....P. 13

④ よくあるお問い合わせ

- Q&A 1~12.....P. 14

参考資料.....P. 17

問い合わせ先.....裏表紙



広島県浄化槽キャラクター

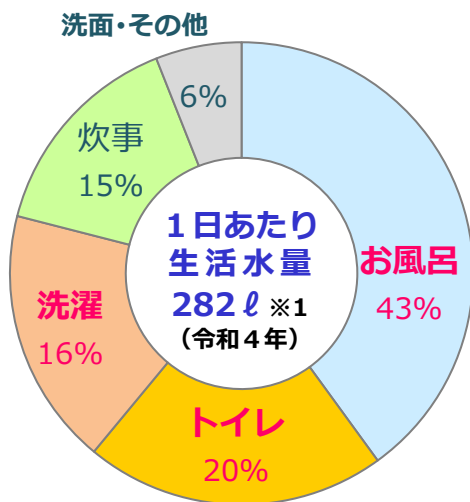
1 生活排水の状況

1 生活を支える水の循環と利用状況

日頃の生活の中で、どれくらい水を使っているのでしょうか？

全国の1人1日あたりの生活水量は、約282ℓ（※1 令和4年度時点）との調査結果があります。そのうち、家庭内での生活用水の使いみち（目的・用途）で水量が多いものトップ3は…。

- 1位 お風呂（浴室）
- 2位 トイレ
- 3位 洗濯



【一般家庭用水の使用目的別水量割合】※2
注：都市活動用水（営業用、事業用、公共用、消化用水等の生活用水）は、

出典：※1「日本の水資源の現況」（国土交通省・令和7年版）
※2「令和3年度一般家庭水使用目的別実態調査」（東京都水道局）



使用水量は、お風呂（浴室）、トイレ、洗濯の順に多いようです。

これらの私たちが使ったあとの水「生活排水」は川や海などに流しますが、汚れたままの状態では川などへ流すと、水質汚染を引き起こしてしまいます。

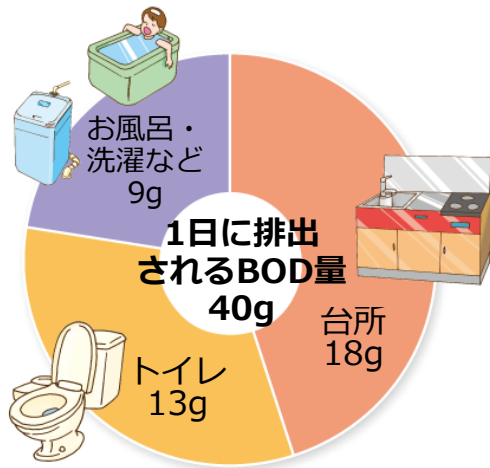
使ったあとの水は、どれくらい汚れているのでしょうか？

使っている水の量は約 282ℓ ですが、実際に汚水として排出している量は約 200ℓ で、1人が1日に排出している汚れ（BOD）は、約 40g と言われています。
生活の中で使った水の汚れ具合を見ると、汚れが多いトップ 3 は…

1位 台所

2位 トイレ

3位 お風呂・洗濯など

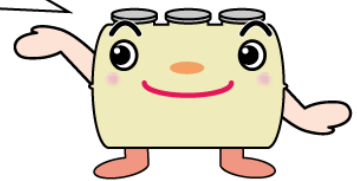


BOD（ビーオーディー）

：生物化学的酸素要求量

水の汚れを細菌が食べて分解するのに必要な酸素量のこと、水の汚れをはかる指標となります。
BODの数値が大きいほど、水が汚れていることを示します。

使用量で3位だった「台所」が、汚れ具合ではダントツの1位です。



台所で流す汚れを見てみましょう。

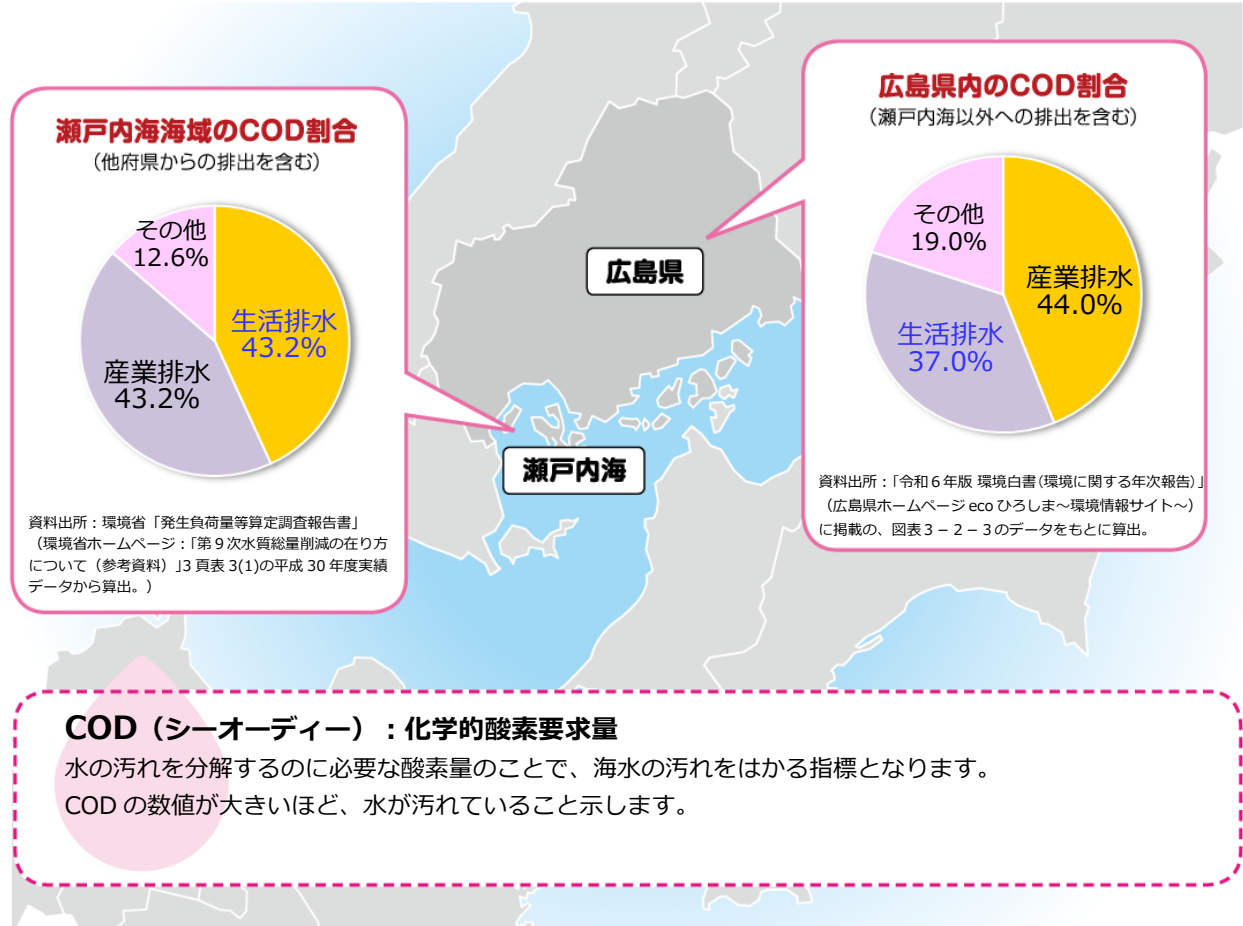
台所でこれだけ流すと…	てんぷら油 500ml	おでんの汁 500ml	牛乳 200ml	マヨネーズ 10ml	みそ汁 200ml	米のとぎ汁 2,000ml	しょう油 15ml
汚れ（BOD）の程度	1,000,000 mg/L	74,000 mg/L	78,000 mg/L	1,200,000 mg/L	35,000 mg/L	3,200 mg/L	150,000 mg/L
そこにコイヤフナが住めるようになるための水の量（300Lの浴槽で…）	330 杯	25 杯	10 杯	8 杯	4.7 杯	4.2 杯	1.5 杯

出典：浄化槽ライブラリ「01. 自然にやさしい浄化槽のひみつ」の「2. どうして川の水が汚れるの？」から（環境省ホームページ浄化槽サイト）

2

私たちの地域の水環境

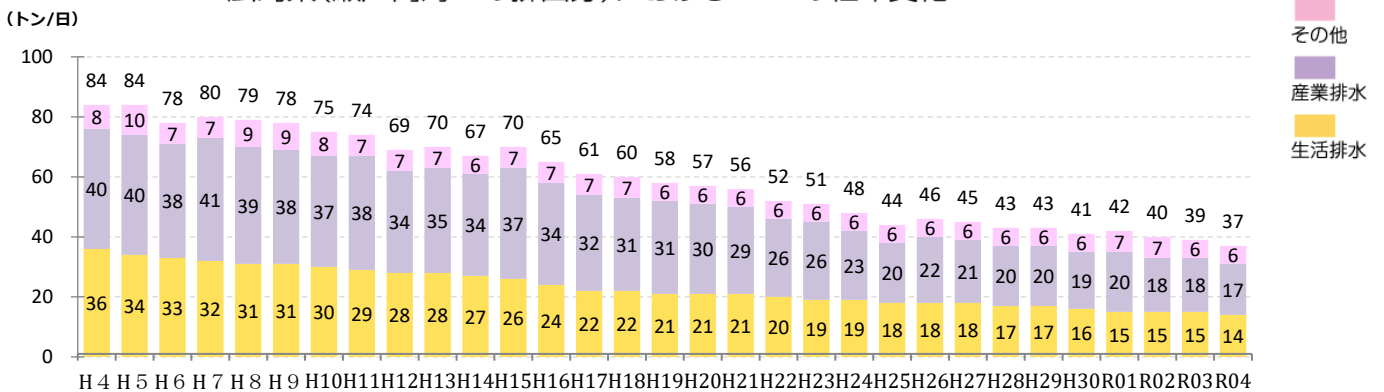
私たちが家庭から出す水の汚れは、どれくらい占めているのでしょうか。
海に排出している汚れ（COD）について、身近な海域の瀬戸内海と広島県の状況を見てみましょう。
（瀬戸内海海域のCOD割合は平成30年度末、その他のグラフは令和元年度末のデータです。）



COD（シーオーディー）：化学的酸素要求量

水の汚れを分解するのに必要な酸素量のことで、海水の汚れをはかる指標となります。
CODの数値が大きいほど、水が汚れていること示します。

広島県(瀬戸内海への排出分)におけるCODの経年変化



出典：「令和6年版 環境白書(環境に関する年次報告)」(広島県ホームページecoひろしま〜環境情報サイト〜)

生活排水の汚れ(COD)のうち約4割が、未処理のまま放流される生活雑排水によるものです。
水環境を守っていくには、使用水量を減らすことも大切ですが、「使用後の放流水が、できるだけ汚れていないこと」も必要となります。



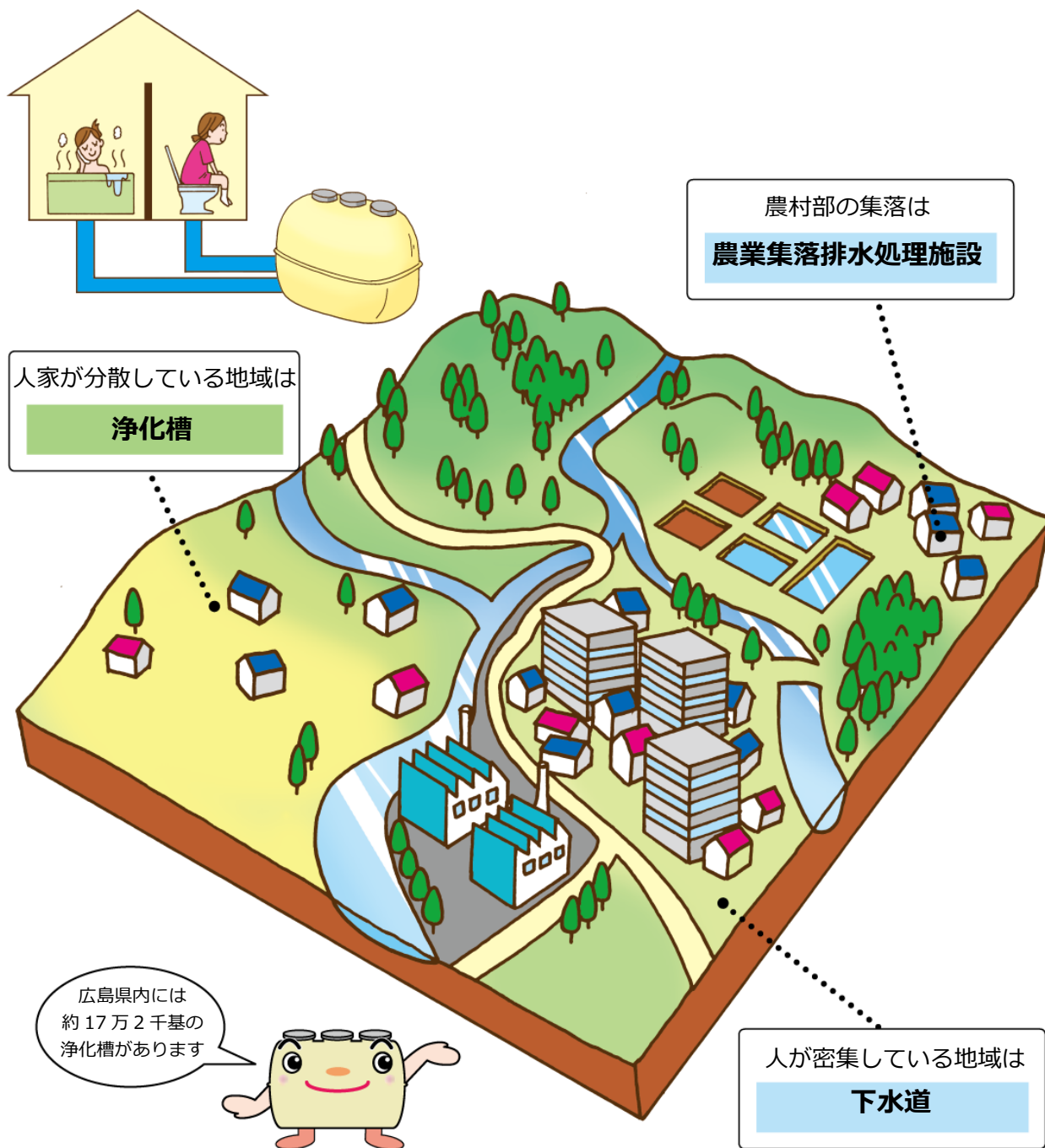
3 汚れた水の浄化

さて、私たちの暮らしから出た汚れた水は、
どうやってキレイになっているのでしょうか？

家庭の汚れた水をきれいにする方法には、大きく分けて個別処理と集合処理があります。

個別処理 …浄化槽 **集合処理** ……下水道、農業・漁業集落排水処理施設

地域の水環境を守るために、県と市町はこれら処理施設の整備等に取り組んでいます。



2 浄化槽とは

1 浄化槽のしくみ

浄化槽って？



トイレ、台所、お風呂などから出る汚れた水をきれいにする設備です。国土が狭い日本に適するよう、日本独自に開発された高度な水処理設備です。

浄化槽は、家庭における小型のものが多くを占めています。山や地形の起伏、分散した集落の多い日本にとっても適しているため、地域の実情に応じて設置することができます。中には、空港など大規模な施設に用いられることもあります。

浄化槽は地中に埋められているので、普段見かけることはありませんが…

こんな形をしています！

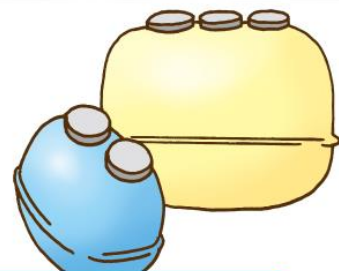
一般家庭に多いのは5～10人槽で、だいたい車1台分の大きさで

※「人槽」…処理対象の人員を示すもので、建築基準法に算定基準が定められています。

ちなみに、関西国際空港で使われているものは、3万8千人槽です。



提供 環境省



浄化槽のメリット

省スペース

短期間に設置できて、すぐ使える

災害に強い

浄化槽のデメリット

処理できる水量に限界がある

建物の用途変更や増設により、人槽変更が必要になることがある

浄化槽は小さいけれど、浄化能力は下水道に負けない！

私たちの家庭で出た排水は、浄化槽や下水道などできれいな水になって川や海に流されています。

浄化槽は、下水道と同じ水準で水をきれいにするだけでなく、川の下流や海の近くで一括放流する下水道に比べて、使った水をその場できれいにして中小河川に戻すため、川の流量を維持するのに役立つ優れたものです。

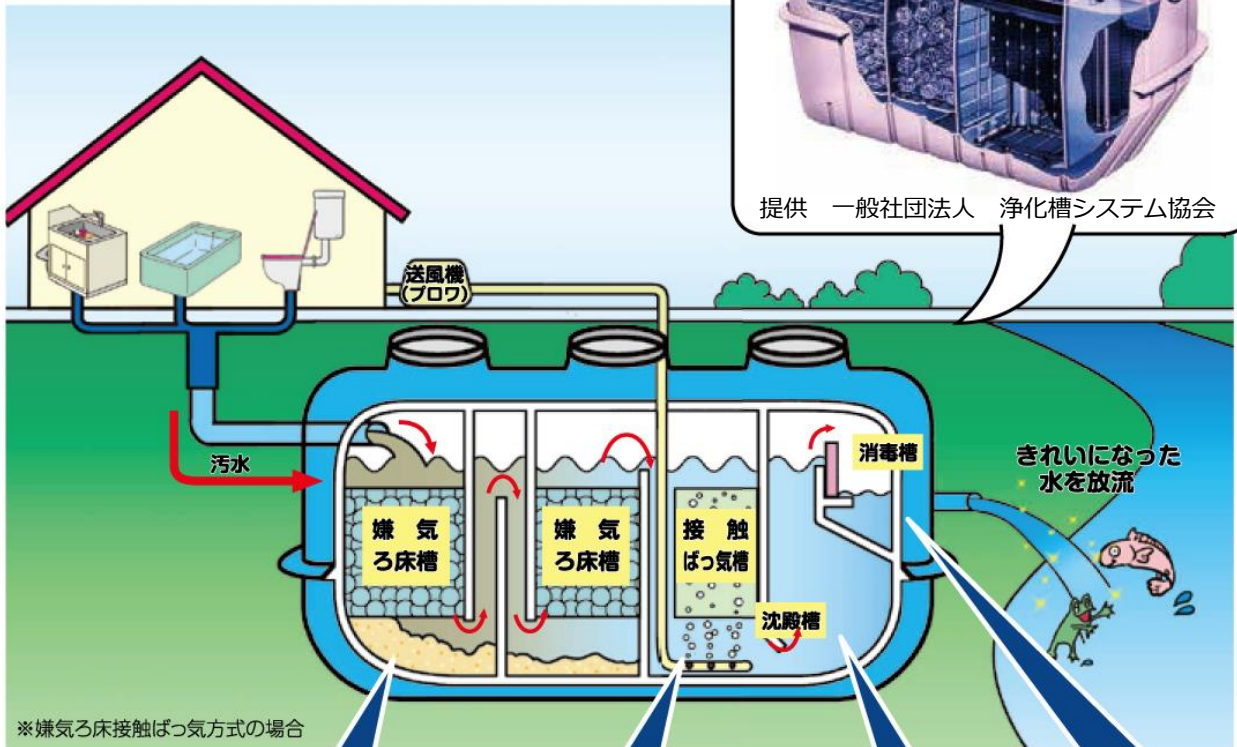


10月1日は、「浄化槽の日」

この日は、昭和60年に浄化槽法が全面施行された日で、浄化槽の普及・促進を通じて、海や河川などの公共用水域の水質を保全することを目的として、当時の厚生省・建設省・環境庁により「浄化槽の日」と設定されました。広島県では、この日にちなみ10月を「浄化槽月間」と位置付けて、浄化槽に関する啓発などの取組を行っています。県内市町でもさまざまな取組や関連行事が行われていますので、ぜひ参加してみてください。

浄化槽のしくみ

浄化槽は、汚れた水を微生物の力できれいにします。「嫌気ろ床接触ばっ気方式」を例に、浄化槽内部を見てみましょう。



嫌気ろ床槽	接触ばっ気槽	沈殿槽	消毒槽
物理処理① 大きな汚れ(固形物)をろ過して取り除きます。	生物処理① <嫌気性微生物> 汚れを分解します。酸素を必要としません。	生物処理② <好気性微生物> 汚れを分解します。酸素が必要です。このため空気を吹き込む「ばっ気」を行います。	物理処理② 水中の細かい汚れ(固形物)を沈殿させます。
			化学処理 塩素消毒をして、衛生的に安全な水を放流します。

浄化槽ではたらく微生物たち



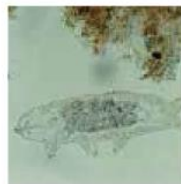
カルケシウム



ボルティセラ



ケンミジンコ



クマムシ

このほかにも、いろいろな微生物がはたらいています。

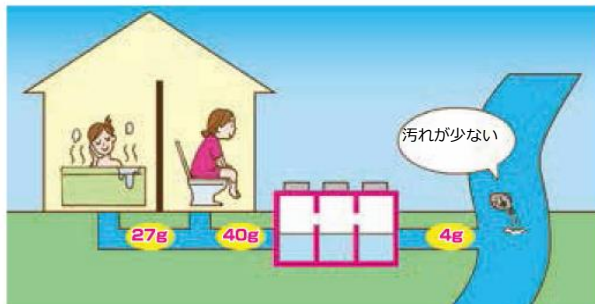


提供 公益社団法人日本環境整備教育センター浄化槽管理士テキスト

2 合併処理浄化槽への転換

合併処理浄化槽と単独処理浄化槽の違い

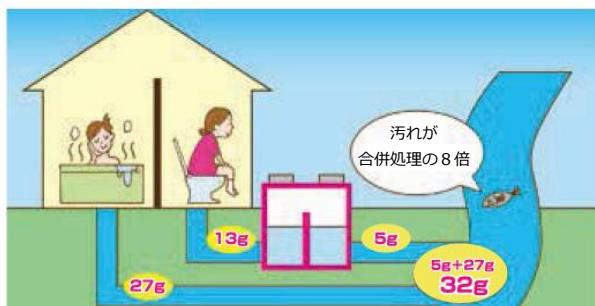
単独処理浄化槽は、生活排水のうちトイレの排水だけを処理し、生活雑排水（台所、お風呂、洗濯等の排水）を処理できないため、水質汚染の原因となります。



合併処理浄化槽

家庭のトイレから出る「し尿」と、風呂や洗濯などから出る「生活雑排水」の両方を処理し、汚れを4gまで低下させることができます。環境負荷が少なくなります。

※モアコンパクト型なら、単独処理浄化槽と同程度のスペースに設置できます。



単独処理浄化槽

一番汚れている台所の水を含めた「生活雑排水」がそのまま排出されるため、環境負荷が大きく、合併処理浄化槽の8倍にもなります。

※県内に設置されている浄化槽（約17万2千基）のうち、約7万3百基が単独処理浄化槽です。

※ 内の数値は、1人が1日に排出する「汚れ（BOD）」の量を表します。

皆さんの身近な水環境はどうでしょうか。



1970年代 単独処理浄化槽設置地域の側溝の例
(白っぽいヘッド口状のものが堆積しています)



1990年代 浄化槽設置地域の側溝の例
(きれいな水が流れています)



提供 環境省

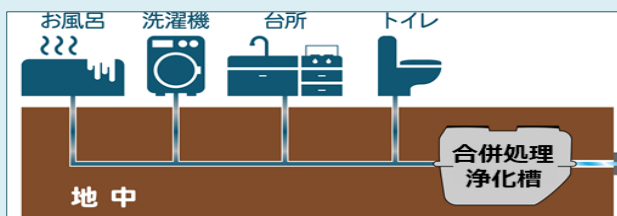
合併処理浄化槽への転換について

現在、単独処理浄化槽の設置は禁止されています。そのため、合併処理浄化槽への転換（付け替え）が進められています。



転換の費用を補助している市町があります。詳しくは、お住まいの市町へお問い合わせください。

合併処理浄化槽に変えることで、全ての生活排水が処理され、周囲の水環境の改善に！



3

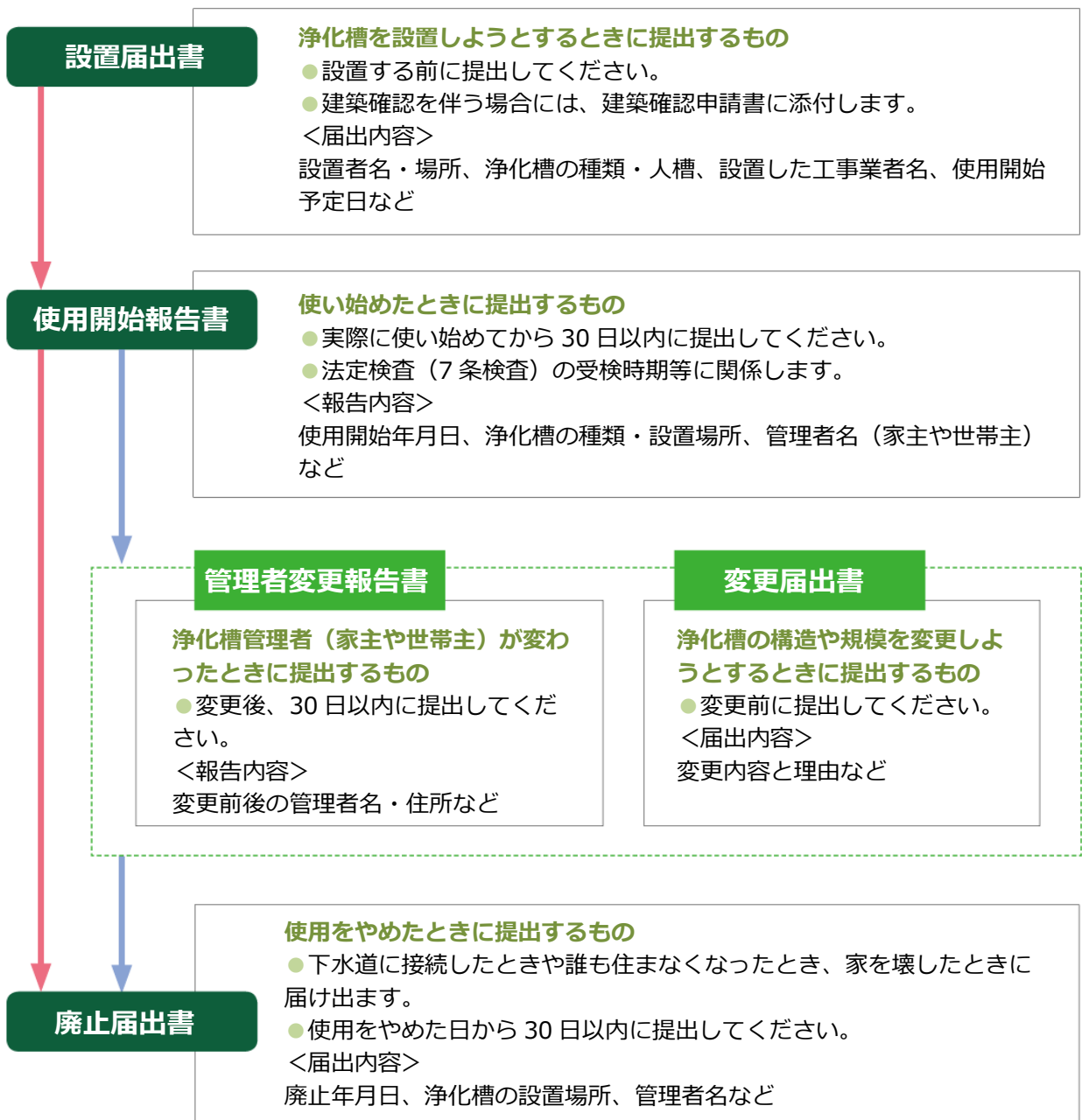
設置手続きと維持管理

1 手続き

浄化槽は水環境を守っていく上でとても重要な設備であると同時に、使い方を間違えば悪臭の発生や水質汚染の原因となり、みなさんの生活環境や自然を壊すおそれもあります。

そこで、市町では、みなさんが快適に生活できるよう、どこに浄化槽があるのか、誰が使っているかなどについて、情報を把握することとしています。

浄化槽を設置し、使用される方は、次の手続きが必要となりますので、お住まいの市町へ必要書類の提出をお願いします。



2

浄化槽の工事と3つの維持管理

浄化槽は、汚れた水をきれいにするために、浄化槽法で「工事」「保守点検」「清掃」「法定検査」をきちんと行うよう義務づけられています。同時に、それら技術上の基準や資格が定められています。

設置工事



浄化槽工事業者

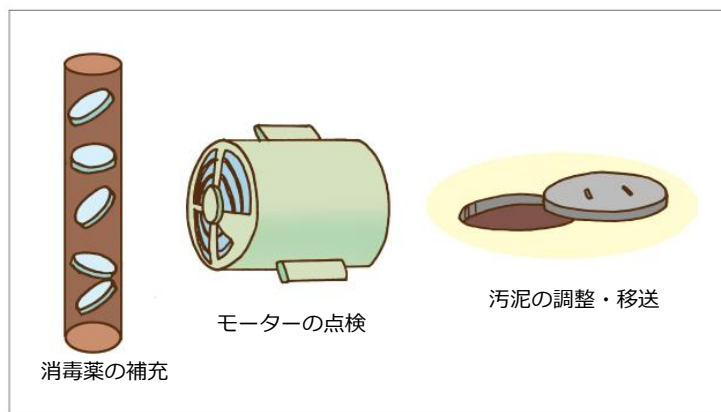


- ・県で登録を受けた者
- ・浄化槽設備士（国家資格）をおいている

工事の内容

- 浄化槽の大きさにあわせて掘削します。
- 浄化槽を水平に安定させるために、コンクリートを打設します。
- 平行して配管や電気工事も行い、漏水等を確認します。
- 上部からの荷重の受け止めや浄化槽の浮上防止のために、上部にスラブコンクリートを打設します。

保守点検



浄化槽保守点検業者



- ・県又は政令市で登録を受けた者
- ・浄化槽管理士（国家資格）をおいている

保守点検の内容

- 浄化槽の状態に応じて、モーターやポンプなどの付属機器を調整、修理します。
- 水の流れ具合や目づまり、油汚れなどを確認します。
- 消毒薬を補充します。
- 記録票を作成し、交付します。

◎回数：年3回以上 ※浄化槽の規模や種類によって異なります。

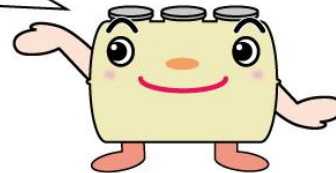
清掃



清掃の内容

- 汚泥やスカムが溜まりすぎると、浄化槽の機能低下や悪臭の原因となるため、定期的に引き抜きます。
 - 付属機器等を洗浄します。
 - 汚泥を引き抜く際にしか浄化槽内の全体を見られないため、清掃時に破損等を確認します。
 - 記録票を作成し、交付します。
- ◎回数：年 1 回以上 ※全ばっ気方式は年 2 回以上です。

保守点検・清掃は、
微生物が働きやすい
環境を整え、保つ
「日常の健康管理」です。



し尿の運搬方法の進化

汲み取りし尿や浄化槽汚泥は、次のような方法で収集・運搬されてきました。

バキューム車を見かけることがあるかと思いますが、最近では、汚泥を引き抜きながら濃縮を行う「浄化槽汚泥濃縮車」が開発され、より多くの汚泥を一度に運べるようになってきました。



リアカー
(1950年代)



初期バキューム車
(1960年代)



バキューム車



浄化槽汚泥濃縮車

提供 東京都環境局

提供 環境省

法定検査

浄化槽の処理機能が十分に発揮されているか、浄化槽を正常な状態に維持するための保守点検や清掃を基準どおりに行っているか、浄化槽の使用上の注意を守っているか、放流水が基準を満たしているかを県の指定した第三者機関が公正中立に検査します。広島県には、「公益社団法人 広島県環境保全センター」と「公益社団法人 広島県浄化槽協会」の2つの指定検査機関があります。

● 検査の種類等

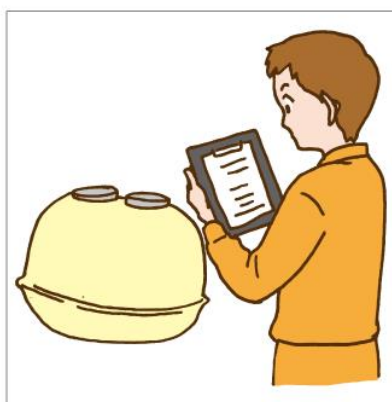
- ① **7条検査**：浄化槽の使用を始めて3ヶ月が経過した日から5ヶ月以内に受ける検査
適正に設置工事が行われているか、浄化槽が正常に機能しているかを検査します。
- ② **11条検査**：7条検査を受けた翌年度から毎年受ける検査（年1回）
保守点検・清掃が適切に行われているか、浄化槽が正常に機能しているかを検査します。

● 検査の内容



外観検査

送風機・ばっ気装置は正常に動いているか、消毒はできているか、漏水はないかなどについて、75項目で評価します。



書類検査

保守点検と清掃が適切に実施されているかについて、使用者が保管している記録票を確認し、6項目で評価します。



水質検査

放流水のBODやpHなどが基準値以下であるかについて、7条検査では7項目、11条検査では5項目で評価します。

● 検査の申し込み

浄化槽を設置する際に提出する「浄化槽設置届出書」と併せて、法定検査（7条検査）の「依頼書」を提出してください。

また、7条検査を受けた翌年度から受ける11条検査については、受検契約書により申込みを行ってください。

なお、使用を開始する際には、11条検査の受検契約を交わしておきましょう。

※検査日程等については、指定検査機関から後日案内が届きます。

※7条検査では保守点検の記録票、11条検査では保守点検と清掃の記録票が必要になりますので、準備しておいてください。

● 11条検査（10人槽以下の浄化槽）のしくみ

広島県では、国（環境省）との協議を経て、**10人槽以下の浄化槽法定検査受検率向上**を目的とした**独自のしくみ**として、「**ガイドライン検査**」と「**効率化検査**」の2方式の検査を5年周期でローテーションする検査体制としています。

◎ **ガイドライン検査**：環境省が示したガイドラインに沿った検査（5年に1回）

◎ **効率化検査**：ガイドライン検査のうち、重要項目に絞った検査（5年に4回）

<11 条検査（10 人槽以下の浄化槽）：地域分けと検査ローテーション>

市町名	実施年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度
三次市、庄原市、安芸高田市、 安芸太田町、北広島町、世羅町		ガイド ライン	効率化	効率化	効率化	効率化
東広島市、竹原市、大崎上島町		効率化	ガイド ライン	効率化	効率化	効率化
広島市、呉市、江田島市、 府中町、海田町、熊野町、坂町		効率化	効率化	ガイド ライン	効率化	効率化
三原市、尾道市、府中市		効率化	効率化	効率化	ガイド ライン	効率化
福山市、大竹市、廿日市市、 神石高原町		効率化	効率化	効率化	効率化	ガイド ライン

● 検査料金

料金は、検査の種類と処理方式（単独処理または合併処理）、人槽によって異なります。

検査の種類		単独処理浄化槽		合併処理浄化槽		備考
		10 人槽以下	11～20 人槽	10 人槽以下	11～20 人槽	
7 条検査		-	-	11,000 円	11,000 円	-
11 条検査	ガイドライン検査	5,000 円	8,600 円	7,000 円	10,600 円	10 人槽以下 5 年に 1 回
	効 率 化 検 査	5,000 円	-	5,000 円	-	10 人槽以下 5 年に 4 回

※21 人槽以上の検査料金については、指定検査機関へ直接お問い合わせください。

● 指定検査機関と担当する検査の種類

2 つの指定検査機関があり、それぞれ担当している検査が異なります。

指定検査機関	検査の種類	7 条検査	11 条検査	
			10 人槽以下	11 人槽以上
公益社団法人 広島県環境保全センター 広島市安佐南区大塚西 4 丁目 2 番 28 号 ☎082-849-6411		○	○ ガイドライン検査 (5 年に 1 回)	○
公益社団法人 広島県浄化槽協会 安芸郡府中町千代 8 番 8 号 ☎082-569-5540		-	○ 効 率 化 検 査 (5 年に 4 回)	-

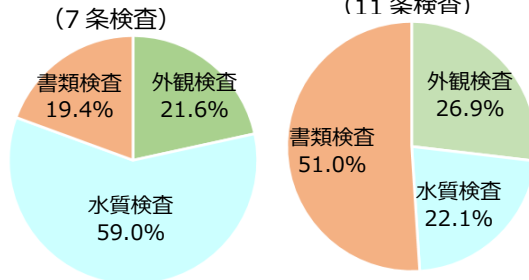
● 検査結果の判定について

検査項目について、各々「良」「可」「不可」で評価し、これを総合的に判断して「適正」「おおむね適正」「不適正」と判定します。後日、指定検査機関から検査結果が送付されますので、ご確認ください。また、検査結果は、お住まいの市町にも送付されます。

不適正と判定された浄化槽の不可項目の内訳（令和3年度末）

〔不可項目の
検査区分別割合〕

※1つの浄化槽で、
複数の不可項目に
該当している場合が
あります。



11条検査の不適正判定の
浄化槽では、「水質検査」
（放流水の状態悪化等）よ
りも、「書類検査」（記録票
の未整備、必要回数不足
等）や「外観検査」（漏水、
水の流れや装置の不良等）
で、より多くの不可項目が
見つかっています。

（出所）：広島県循環型社会課（環境省：【令和3年度浄化槽の指導普及に関する調査】の県内分データ。）

「不適正」と判定されたとき

まず保守点検業者へ相談し、適切な措置をとってください。

お住まいの市町から改善の指導と改善内容の報告を求められる場合がありますので、その際には改善した後に所定の書類を市町へ提出してください。

3 浄化槽の使用上の注意

浄化槽がきちんと機能する状態を保つには、専門業者による維持管理のほか、みなさんの日頃の使い方が重要となります。浄化槽を使用される方は、次のことに気を付けてください。

**送風機の電源は
絶対に切らないでください。**



送風機が止まると、臭いの発生や水質悪化の原因になります。故障したらずくに保守点検業者に連絡してください。

**台所から油分や食べ物くずを
流さないでください。**



特に油分は微生物への負担が大きく、処理できなくなります。油は紙にしみこませるか、再利用しましょう。

**漂白剤・カビ落とし剤など
強い洗剤の使用は、
少し控えめにしてください。**



漂白剤などを一度にたくさん使用すると微生物が弱り、臭いの発生や、水質悪化の原因になります。使用の際は適量を心がけてください。

**排水が集中しないように
心がけてください。**



お風呂と洗濯機から同時に排水するなど、一度に大量の水が流れ込むと、処理が不十分になり水質が安定しないことがあります。

**水に溶けないモノは
流さないでください。**



詰まりや、清掃時期が早まる原因となります。

正しく使って
しっかり
維持管理してね！



4 よくあるお問い合わせ Q&A



Q1 浄化槽の維持管理は、どうして必要ですか？

A 浄化槽は微生物の働きを利用して汚水をきれいにしており、微生物が活発に活動できなければ浄化槽の浄化機能が低下し、汚水がそのまま河川や海に流れたり、悪臭の発生の原因となったりします。
微生物にとって、快適な環境を整え、その環境を保つ作業が保守点検・清掃・法定検査の「3つの維持管理」です。そのため、維持管理が必要不可欠となります。

Q2 保守点検を自分で行おうと思いますが…

A 保守点検は、環境省関係浄化槽法施行規則の第2条で定められた技術上の「基準」に沿って実施しなくてはなりません。これには、専門的知識や技術、機器が必要となります。基準に沿った保守点検が行えないときは、浄化槽の浄化機能の低下や処理不全による放流水の水質悪化や悪臭の発生などが起こる可能性があります。そのため、お住まいの地域で保守点検を行うことのできる専門の業者へ委託してください。

Q3 保守点検や清掃はどこへ頼めばいいですか？

A 保守点検は、県又は保健所設置市（広島市、呉市、福山市）で登録を受けた浄化槽保守点検業者へ、清掃は各市町で許可を受けた浄化槽清掃業者へ依頼してください。
詳しくは、お住まいの市町へ相談してください。

Q4 保守点検・清掃の記録票をもらいましたが、どうしたらいいですか？

A 3年間、保管してください。
記録票は、日頃の保守点検や清掃で過去の浄化槽の状態を確認できる大切な書類です。年1回、受検していただく法定検査の際にも必要となりますので、専用の書類入れに保管するとよいでしょう。

Q5

保守点検や清掃をしているのに法定検査を受ける必要がありますか？

A 法定検査は、浄化槽を使用する方に、年に1回受けることが義務づけられている検査のため、**必ず受検してください。**

3つの維持管理の実務内容と1年間に行う回数は次のとおりです。

	実務内容	実施回数（年間）
法定検査	浄化槽の機能についての3つの検査 外観検査（75項目） ・ばっ気装置等が正常に動いているか ・適切に消毒されているか ・漏水はないか など 書類検査（6項目） ・保守点検と清掃が適切に行われているか 水質検査（5項目） ・放流水のBODやpHなどが基準値以下であるか	1回
保守点検	・水の流れ具合や目詰まり等の確認 ・付属機器の調整、修理 ・消毒薬の補充 ・記録票の作成、交付	3回以上 ※浄化槽の種類等によって異なります。
清掃	・槽内に生じた汚泥やスカムの引き抜き ・汚泥量等の調整 ・付属機器等の洗浄 ・記録票の作成、交付	1回以上 ※全ばっき方式は年2回以上です。

Q6

法定検査で「不適正」の通知をもらいましたが、どうしたらいいですか？

A 不適正の内容によりませんが、**浄化槽保守点検業者または浄化槽工事業者へ相談してください。**

なお、お住まいの市町から改善の指導と改善内容の報告を求められる場合がありますので、改善した後に所定の書面を市町へ提出してください。

Q7

保守点検、清掃、法定検査の違いは何ですか？

A 「保守点検・清掃」と「法定検査」は、次のように実施の目的や作業内容が異なり、全く別の観点から行われるものです。

①保守点検・清掃は、いわば「日常の健康管理」にあたります。浄化槽は微生物のはたらきによって水の汚れを浄化する設備であり、微生物が実際に生きていることが不可欠です。保守点検は送風機やばっ気装置の調整など、清掃は汚泥の引き抜きなどにより、**設備内で微生物が生きる環境を守る**目的で行われます。

②法定検査は、いわば「定期健康診断」にあたり、県の指定機関が行います。

i) 外観検査：ばっ気装置などの設備の外観や動作が正常かを検査します。

ii) 書類検査：記録票により保守点検や清掃の実施が適切かを確認します。

iii) 水質検査：BODなどの汚れの量が基準値以下かを測定します。浄化槽の設置や維持管理が適正に行われ、**微生物が生きる環境が確保されて、浄化槽が設備として正常に機能しているかを確認する**目的で行われます。

Q8 浄化槽のにおいや音が気になりますが、どうすればいいですか？

A 適切な措置を行うには専門知識が必要となる場合がありますので、**保守点検を委託している業者へ相談してください。**

臭気の原因としては、

- ①送風機等の異常による浄化槽の機能低下
- ②清掃不足
- ③排気設備の不良
- ④マンホール蓋の密閉が不十分 などがあります。

音の原因としては、

- ①送風機が家に接触していること
- ②送風機の取付け不具合や異常 などがあります。

Q9 台所にディスポーザーを付けたいのですが…

A ディスポーザーを使用する場合には、**ディスポーザー対応型浄化槽を設置する必要があります。**

ディスポーザーは、生ごみを粉砕してそのまま排水として流す装置です。ディスポーザーを使うと、生ごみをそのまま浄化槽に流すことになり、浄化槽に大きな負担がかかるため、処理水質の悪化や故障の原因となります。

Q10 長期間浄化槽を使わないのですが、どうすればいいですか…

A つぎのような届出が必要となりますので、**必ずお住まいの市町へお問い合わせください。**

浄化槽使用休止届出書	使用の一時的な休止にあたって浄化槽を清掃したとき
浄化槽使用再開届出書	一時的に休止していた浄化槽の使用を再開するとき

Q11 浄化槽の使用を始めるときや、やめるときはどうすればよいですか？

A 次のような報告・届出が必要となりますので、**お住まいの市町へお問い合わせください。**

浄化槽使用開始報告書	使用を始めるとき
浄化槽管理者変更報告書	浄化槽管理者（家主・世帯主等）に変更があったとき
浄化槽廃止届出書	使用をやめるとき

Q12 古民家を改装してカフェを始めたいのですが…

A 建物の使用目的を変更した場合、浄化槽が排水を処理するための能力が不足する場合があります。**事前にお住まいの市町へお問い合わせください。**

参 考 資 料

<法令略称>

- (国の法令等) : 浄化槽法…「法」、環境省関係浄化槽法施行規則…「施行規則」、浄化槽工事の技術上の基準並びに浄化槽の設置等の届出及び設置計画に関する省令…「共同省令」
 (県の条例等) : 広島県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例…「条例」、浄化槽法施行細則…「細則」

○浄化槽の使用上の遵守事項：施行規則第1条第1号～第9号

○手続き

- 浄化槽設置届出書：法第5条第1項、共同省令第3条（別記様式第一号）
 浄化槽変更届出書：法第5条第1項、共同省令第4条（別記様式第二号）
 浄化槽使用開始報告書：法第10条の2第1項、施行細則第2条第1号（別記様式第一号）
 浄化槽管理者変更報告書：法第10条の2第2項、施行細則第2条第3号（別記様式第三号）
 浄化槽使用休止届出書（新設）：法第11条の2、法施行規則第9条の3（別記様式第1号）
 浄化槽使用再開届出書（新設）：法第11条の2、法施行規則第9条の4（別記様式第1号の2）
 浄化槽使用廃止届出書：法第11条の3、法施行規則第9条の5（別記様式第1号の3）

○法定検査

- 浄化槽管理者の受検義務：法第7条、法第11条
 7条検査の受検期間：施行規則第4条第1項【使用開始後3ヶ月が経過した日から5ヶ月以内】
 検査項目：浄化槽法第7条第1項及び第11条第1項に規定する浄化槽の水質に関する検査の項目、方法
 その他必要な事項（H19. 8. 29 環境省告示第64号）

○保守点検

- 浄化槽管理者の実施義務及び時期（回数）：法第10条【毎年1回】
 実施回数の特例：施行規則第6条【次に掲げる期間ごとに1回以上】

	処理方式	人槽や種類	期間	
合併処理浄化槽	分離接触ばっ気方式	～20人槽	4月	
	嫌気ろ床接触ばっ気方式	21～50人槽	3月	
	脱窒ろ床接触ばっ気方式			
	活性汚泥方式		1週	
	回転板接触方式	①砂ろ過装置、活性炭吸着装置または凝集槽を有する浄化槽	1週	
	接触ばっ気方式 散水ろ床方式	②スクリーンおよび流量調整タンクまたは流量調整槽を有する浄化槽 (①に掲げるものを除く。)	2週	
単独処理浄化槽	全ばっ気方式	～20人槽	3月	
		21～300人槽	2月	
		301人槽以上	1月	
	分離接触ばっ気方式	～20人槽	4月	
		分離ばっ気方式	21～300人槽	3月
		単純ばっ気方式	301人槽以上	2月
	散水ろ床方式 平面酸化床方式 地下砂ろ過方式			6月

○遠隔監視機能を有する浄化槽の保守点検の回数の特例〔令和3年9月30日環境省告示第59号〕

遠隔監視機能（浄化槽に係る機能が適正に維持されていることを、当該浄化槽の設置場所から離れた位置において確認することができる機能をいう。）を有する浄化槽に関する保守点検の実施回数（当該浄化槽に異常が発生した場合に速やかに適切な措置をとるための体制が確保されている場合に限る。）

【通常の使用状態において、次に掲げる期間ごとに1回以上】

処理方式	浄化槽の種類	期間
膜分離活性汚泥方式	処理対象人員が51人以上であるもの	2週
回転板接触方式 接触ばっ気方式 散水ろ床方式	流量調整層が生物反応槽の前に設置されている浄化槽であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの ①浄化槽から生じる汚泥を1月以上貯留することができること。 ②し渣かごが設置されている浄化槽にあつては、し渣かごにし渣を1月以上貯留することができること。 ③処理対象人員が51人以上であること。	1月
備考 この表における処理対象人員の算定は、日本産業規格「建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JISA3302）」に定めるところによるものとする。この場合において、1未満の端数は切り上げるものとする。		

保守点検の技術上の基準：法第4条第7項（→施行規則第2条）、法第8条【順守義務】
浄化槽管理者の保守点検実施記録の保管義務：施行規則第5条第8項【3年間】

○清掃

浄化槽管理者の実施義務及び時期（回数）：法第10条【毎年1回】
実施回数の特例：法第11条第1項、施行規則第7条【全ばっき方式は、おおむね6ヵ月ごとに1回以上】
清掃の技術上の基準：法第4条第8項（→施行規則第3条）、法第9条【順守義務】
浄化槽管理者の清掃実施記録の保管義務：施行規則第5条第8項【3年間】

○工事

実施の基準：浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令第1条

○関係業者等

工事業者の登録：法第21条
清掃業の許可：法第35条
法定検査機関の指定：法57条
保守点検業者の登録：条例第3条

○関係業者の義務

実施記録の作成・交付：施行規則第5条第2項
実施内容の説明：施行規則第5条第3項
記録の保存：施行規則第5条第9項

◎令和元年法改正（新設）事項…※浄化槽法の一部を改正する法律要綱の順序による。

- 1 使用の休止・再開の届出：法第11条の2、
- 2 浄化槽処理促進区域：法第3章の2
 - (1) 浄化槽処理促進区域の指定：法第12条の4、
 - (2) 公共浄化槽（①定義：法第2条第1の2号）：法第12条の5～第12条の17（②設置等、③設置の完了の通知等、④排水設備の設置等、⑤排水設備の設置の承認、⑥使用開始の届出、⑦排水設備の使用の廃止）
- 3 浄化槽管理士に対する研修の機会の確保：法第48条第2項第3号
- 4 浄化槽台帳の作成：法第49条
- 5 協議会：法第54条
- 6 特定既存単独処理浄化槽に対する処置：法附則第11条

■ 問い合わせ先

【広島市】	業務第二課	TEL 082-504-2223	【安芸高田市】	下水道課	TEL 0826-47-1204
【呉市】	環境試験センター	TEL 0823-25-3551	【江田島市】	生活環境課	TEL 0823-43-1637
【竹原市】	地域づくり課	TEL 0846-22-2279	【府中町】	下水道課	TEL 082-286-3189
【三原市】	生活環境課	TEL 0848-67-6168	【海田町】	地域みらい課	TEL 082-823-9219
【尾道市】	下水道課	TEL 0848-29-7010	【熊野町】	生活環境課	TEL 082-820-5606
【福山市】	環境保全課	TEL 084-928-1072	【坂町】	環境防災課	TEL 082-820-1506
【府中市】	環境衛生課	TEL 0847-43-9222	【安芸太田町】	建設課	TEL 0826-28-1962
【三次市】	環境政策課	TEL 0824-62-6136	【北広島町】	環境生活課	TEL 0826-72-7365
【庄原市】	下水道課	TEL 0824-73-1175	【大崎上島町】	環境衛生課	TEL 0846-64-3513
【大竹市】	環境整備課	TEL 0827-59-2154	【世羅町】	上下水道課	TEL 0847-22-1189
【東広島市】	生活衛生課	TEL 082-422-1048	【神石高原町】	健康衛生課	TEL 0847-89-3336
【廿日市市】	下水道経営課	TEL 0829-32-5490			